

氏名 (生年月日)	高橋和則 (1970年11月3日)
学位の種類	博士(政治学)
学位記番号	法博乙第102号
学位授与の日付	2017年3月16日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第2項
学位論文題目	エドモンド・バークの政治思想
論文審査委員	主査 星野 智 副査 石山 文彦・廣岡 守穂・齋藤 俊明 (岩手県立大学)

内容の要旨及び審査の結果の要旨

高橋和則氏の博士学位請求論文『エドモンド・バークの政治思想』は、バークの政治思想全般を取り上げるものである。高橋和則氏は、履歴書にあるように、1999年に中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程を退学し、その後、本学法学部、立教大学、法政大学などで講師をしている。同氏はこれまで政治思想史の領域でリチャード・プライス、トマス・ペイン、デイビッド・ヒューム、コモン・ローの歴史など多方面にわたって研究成果を上げ、それらのなかでもとりわけバークの政治思想研究が大きな位置を占めていた。同氏はこの学位請求論文においてコンスティテューションと「人民の意見」をバークの政治思想における重要な概念として位置づけ、トマス・ペイン、リチャード・プライス、アベ・シェイエスの政治思想との比較研究を行っており、その点で比較思想史的な観点から従来のバーク研究とは異なったオリジナルな視点を提示しているといえる。本博士学位請求論文に関して、2017年1月20日に口頭試問を実施した。以下では、口頭試問の結果も含めて、学位請求論文全体の紹介と評価、審査結果を報告する。

1 本学位請求論文の構成

序文

第1部 コンスティテューション

第1章 初期バークのコンスティテューション理解

初めに

第1節 バークの「歴史書」について

- 1 啓蒙主義の時代の歴史書
- 2 イギリスの歴史書としてのバークの歴史書

第2節 党派的历史

第3節 コモン・ロー思想

- 1 卓越した国制と慣習法
- 2 古来の国制とコモン・ロー
- 3 非歴史的法とコンスティテューションの読み替え
- 4 歴史的法とコンスティテューションの擁護

第4節 バークにおけるコンスティテューションと法

- 1 コモン・ロー思想における18世紀的問題
- 2 バークによるコモン・ロー思想の再構成
- 3 法の連続性
- 4 ヨーロッパとの「交流」
 - (1) 古来の国制の改善
 - (2) コンスティテューションの語義
 - (3) 文明化としての交流

終りに

第2章 アメリカ革命をめぐるコンスティテューション論

第1節 均衡した国制

第2節 「均衡した国制」の改正 プライスの場合

- 1 自由論
- 2 立法論
- 3 マルティチュード論

第3節 「均衡した国制」批判 ペインの場合

- 1 「均衡した国制」批判
- 2 約束のアメリカ、宙吊りされたアメリカ

第4節 コンスティテューションの精神 バークの場合

- 1 自由と国家
- 2 コンスティテューションの精神

第3章 フランス革命をめぐるコンスティテューション論

第1節 共和制と代議制 トマス・ペインの場合

- 1 共和制論
- 2 権利論と憲法制定権力論

第2節 「均衡した国制」の改善 リチャード・プライスの場合

- 1 共和制批判
- 2 イギリス優位論批判

第3節 社会契約と抵抗権 プライスとバークの論争の場合

- 1 プライスとの論争
- 2 社会契約の性質
- 3 社会契約の成立
- 4 社会契約の解除
- 5 自然状態と正義
- 6 自然状態と中間団体

第4節 「均衡した国制」と憲法制定権力論批判 バークの場合

- 1 人権宣言草案における思想的布置
- 2 シェイエスの議論
- 3 イギリスの国制の評価
 - (1) シェイエスの「イギリスの国制」批判
 - (2) バークによる反論
- 4 憲法制定権力論とその批判
 - (1) シェイエスの憲法制定権力論
 - (2) バークの憲法制定権力論批判

第2部 意見

第1章 問題の所在

第2章 理性・感情・偏見・意見

- 第1節 感情と理性
- 第2節 偏見と理性
- 第3節 偏見と意見

第3章 公共精神と意見

- 第1節 公共精神
- 第2節 意見

第4章 騎士道と意見

- 第1節 スコットランド啓蒙の騎士道論管見
- 第2節 支配服従関係の転換
- 第3節 騎士道と意見

第5章 演劇と習俗 バークはルソー『ダランベール氏への手紙』をどう読んだか

- 第1節 ルソーの俳優批判とバークの擁護
- 第2節 ルソーの演劇批判とバークの演劇論
- 第3節 演劇と習俗
- 第4節 徳と公共精神

第6章 習俗と名誉 バークはルソー『新エロイズ』をどう読んだか

- 第1節 バークが批判したのは誰か
- 第2節 ルソーの名誉論管見
- 第3節 バークのルソー批判と国民議会批判

第7章 公職・名誉・意見

- 第1節 中世キリスト教政治哲学における「名誉」と「意見」の概略
- 第2節 名誉と公論
- 第3節 名誉と公職

第8章 立法と意見

- 第1節 法命令説批判
- 第2節 立法者と法律家
- 第3節 議会の立法の問題
- 第4節 法と推論、法と意見

第9章 専制

- 第1節 主権者による専制と東洋の専制
 - 1 絶対君主による専制
 - 2 主権独裁的専制
 - (1) 「政治的必要」と「媒介的恣意的権力」
 - (2) 「東洋の専制」と「地理的道德」
- 第2節 議会による専制と「騒々しい専制」
 - 1 議会による専制
 - 2 「沈黙」の専制と「騒々しい」専制

補論 信託と権力

- 第1節 トラストの主体
- 第2節 ロックの影響？
- 第3節 トラスト理論の失敗？

注

参考文献

2 本学位請求論文の内容

高橋氏は、序文において、従来のバークに関するポーコックの論文「バークと古来の国制」、C・B・マクファーソンの『バーク』、キャナバンの『エドモンド・バークの政治経済学』などの先行研究を紹介しながら、本論文全体の構成について論じている。第1部「コンスティテューション」では、議会人となる前のバークの歴史書と法律書を検討して、アメリカ革命とフランス革命における

パークの国制論を、同時期の思想家として論争を展開していたリチャード・プライス、トマス・ペイン、アベ・シェイエスの主張と対照しながら解説している。次いで、第2部では、権利、名誉、公職、そして意見といった非制度的な論点についてパークがどのような認識を示していたかについて、シェイエスやジャン・ジャック・ルソーといった論者と比較しながら考察している。以下では、第1部と第2部の内容について検討したい。

まず第1部「コンスティテューション」の第1章の「初期パークのコンスティテューション理解」では、まずこうした政治的変動の起きる前にパークがコンスティテューション（国制）をいかに理解していたかを初期パークの著作『イギリス史略』および『イギリス法の歴史』に基づいて跡付けている。両著作が書かれた背景、社会環境を検討した後、パークは明らかにイギリスのコモン・ロー思想の下で法や国制を理解しているため、コモン・ロー思想の概略的な流れを、ジョン・フォーテスキュー、エドワード・クック、マシュー・ヘイルの順で捉えていた点を確認している。このコモン・ロー思想の流れの中では、トマス・ホブズがコモン・ロー思想批判としてクック批判を展開し、それに対してヘイルがホブズ批判をしている。そして筆者は、パークがこの論争を踏まえ、ヘイルの『コモン・ローの歴史』に強く依拠して、法が法であるためには被治者の同意が必要であるとする命題を受け継いでいることを確認している。だがその一方で、ヘイルにはない要素も重視していることを指摘している。コモン・ロー思想はイギリス法に変化がなく一貫して連続していたことを強調する傾向にあるが、パークはそれに対して、ヨーロッパとの交流でイギリスの法が一定の変化を被ってきたことを論じている。またコンスティテューションについて、パークは原義により近い形で理解していることに加えて、「古来の国制」を回復すべしという議論に抗して、「交流」によって文明化していくものと捉えている。

当時のイギリスが「自由な国家」を標榜していたのは、「均衡した国制」と呼ばれるコンスティテューションが成立しているためであると言われていた。18世紀後半にアメリカがイギリスから独立しようとするという政治的変動が起きると、本国政府を批判し、アメリカ独立を擁護する議論が起きる。その代表的論者はペイン、プライスそしてパークである。彼らはここで1つの陣営に属しており、いずれの批判にもコンスティテューション論を含んでいるものの、実質的には三者の思考は異なっていたとされる。

第2章「アメリカ革命をめぐるコンスティテューション論」では、彼らの議論の差異を明らかにすることで、パークのコンスティテューションに基づく政治思想を浮き彫りにしている。まず「均衡した国制」という概念について踏まえた後、プライスの議論を検討している。プライスが共和主義的自由論に基づき「均衡した国制」をひとまず肯定した上で、改正の余地のあるものと論じたのに対して、ペインは「均衡した国制」そのものを批判し、共和主義を肯定することでアメリカ独立を擁護した。これまで両者は思想的には比較的親近性があると捉えられており、イギリスのコンスティテューションに問題があるとする点でもそうであるが、しかしその認識では大きく異なっていることを明らかにしている。

これに対して、パークの議論は全く異なっているというのが筆者の見解であり、パークはプライ

スやペインのような自由観を持つてはいなかったとし、まずバークが自由と国家についてどのように思考していたかが検討されている。またバークは彼らのように「均衡した国制」に問題があるとは考えていないにもかかわらず、「均衡した国制」ではないアメリカを消極的にはあるものの擁護した。したがって、バークは一般的にイギリスのコンスティテューションの崇拝者と理解されているが、必ずしもそうとは言えないことになる。バークはいかにしてアメリカを擁護しえたのか、それは自由という「コンスティテューションの精神」を共有していることが核心であり、「均衡した国制」といった形式は本質的ではないと考えていたからであることが明らかにされている。

18世紀末にフランス革命が起きた際、三者の論理の差異が顕現し、フランス革命を支持するペイン、プライスと、批判するバークの間で論争が起きる。第3章「フランス革命をめぐるコンスティテューション論」では、その対立や論争を分析することで、バークの政治思想の把握を試みている。

ペインは革命支持を『人間の権利』で訴え、フランスのシェイエスの憲法制定権力概念を導入して議論しているが、実はそのシェイエスと共和制の意味をめぐって論争となっている。それは代議制に対する評価と関係しており、この論争を分析しつつペインの共和制論を検討する。これに対して同じく革命を支持したプライスは共和制を批判しペインと距離を置いている。プライスはイギリスの名誉革命によって成立した「均衡した国制」は優れているとは言えず、フランス革命はその名誉革命が達成しえなかったことを達成する革命と捉えている。

他方、フランス革命を批判するバークは全く異なっている。バークの名著『フランス革命についての省察』はむしろフランス革命批判を主要な内容としているが、それに加えジョン・ロック的な社会契約論を展開するプライスに対する批判も重要な契機であり対象ともなっている。第3節「社会契約と抵抗権 プライスとバークの論争の場合」で両者の対立が分析されている。まず論争の内容を整理した上で、バークの社会契約についての考え方が検討される。バークは社会を契約の産物として見ることにそのものには肯定的であったため、バークが社会契約をどのように考えていたのか、この問題を社会契約の性質、社会契約の成立、社会契約の解除、自然状態と正義、自然状態と中間団体との関連で考察している。

バークはフランス国民議会の審議内容を比較的詳細に知っており、シェイエスの名前を挙げて批判している。そこで、まずフランス国民議会内の思想的布置を確認し、そのなかでシェイエスがいかなる議論を行っていたのかを考察している。ここでもフランスが君主制を廃止しいかなるコンスティテューションを採用するかが論じられ、イギリスの「均衡した国制」がモデルとして採用されるべきかどうか議論されており、シェイエスはこれに否定的であった。それに対してバークは「均衡した国制」を模倣する必要はなく、模倣すべきことは異なっていると主張したことを明らかにする。そしてバークが最も強く批判したのはシェイエスの憲法制定権力論であった。そこでシェイエスの論理を踏まえた上で、バークの憲法制定権力論批判の内容が検討されている。

第2部「意見」では、バークが政治を「人民の利益」、さらには「意見と感情」と結びつけており、「意見と感情の体系」について考察している。第1部では、バークがコンスティテューション

をめぐって政治思想を展開していったことが明らかにされた。しかし同時にバークは、当然ともいえることであるが、政治においてコンスティテューションのみが重要なのではなく、政治的問題は全てコンスティテューションの問題へと還元することはできないと考えていた。第2部は、この点を前提に、バークが政治的問題においてコンスティテューションの他に問題としていた「人民の意見と感情」について検討している。この視点は、政治学でいえばコンスティテューション（憲法）の考察という制度論に加えて、国民の政治的意思がどのように政策に反映されるかという政治過程論的な側面からの考察とあってよいだろう。

まず第1章「問題の所在」では、バークが『フランス革命の省察』で「意見と感情の体系」が「近代ヨーロッパを性格づける」と論じ、フランス革命が「習俗、感情、道徳的意見の革命」だとしてしている点に注目し、バークにおいて「意見」と「感情」は重要な概念であったことを確認している。

2章「理性・感情・偏見・意見」では、これらをいかなる意味でバークが使用していたかを検討する。バークの思想において「偏見」の擁護と「理性」批判がよく知られているが、そこからすると「偏見」と「意見」、「理性」と「感情」という概念の意味内容、そしてその関係が問題となり、そこから「意見」と「感情」の意味内容を確認している。まずは「感情」と「理性」は18世紀の道徳哲学上の「道徳感覚学派」と「理性主義」の対立に由来する概念であり、バークもそれに従っていたことを踏まえつつ、バークの理性批判と偏見の擁護は、理性の否定を意味するものではなく、一個人の「裸の理性」に対して歴史的に累積された理性を「偏見」と捉え、後者の重要性に注意を喚起したことを確認する。そしてバークの使用する「意見」概念はこの「偏見」概念と大きく重なり合っており、バークは「人民の声」と「人民の意見」を区別し、後者に依拠すべきと論じたものであるとしている。

3章「公共精神と意見」では、ハーバーマスが『公共性の構造転換』のなかでバークの「意見」概念を論じた部分を再検討することによって、バークの「意見」論を検討している。ハーバーマスはボリングブルックの「公共精神」概念とバークの「意見」概念を、ルソーの「公論（オピニオン・ピュブリーク）」概念の前夜として位置づけて考察している。「公共精神」という概念はバークも使用しているが、これらを再検証することで、バークの「公共精神」の含意をさらに明らかにし、この概念がバークの政治思想の中核にあることを論じている。

第4章「騎士道と意見」では、「意見と感情の体系」の起源を「騎士道」にあるとしているバークは、すでに当時の社会科学において個別に論じられていた「意見」を「騎士道」の関係で取り上げている。騎士道概念については当時のスコットランド啓蒙の論者たちが社会科学的な意味を論じていた。それは戦争などの暴力行使に際しての残虐さの減少、行動様式の洗練の契機として捉えられていたことを確認している。バークがこの議論を踏まえながら、より一国内の秩序形成に果たした役割に注目していること、それが主権者と臣下の暴力的対立による混乱、内戦状態に終止符を打ち、暴力とそれによる恐怖を利用した支配服従関係から評価、判断システムに基づくより穏和な支配服従関係へと変化した契機として理解していることを論じている。この評価、判断システムに

基づく支配服従関係は、臣下、そして人民の意見を基盤とすることで成立しているというパークの論理が明らかにされている。

第5章「演劇と習俗 パークはルソー『ダランベール氏への手紙』をどう読んだか」では、パークの習俗論について検討している。パークがジャン・ジャック・ルソーに対して批判的であったことは知られており、両者の対立についてはこれまでの研究においては、いささか抽象的な指摘が多かった。ここではパークの具体的なルソーに関する言及をもとに、ルソーの言説のいかなる点を批判したかを明らかにしている。パークはルソー『ダランベール氏への手紙』について書評を書いているが、このルソーの著作は演劇論の形をとった習俗論である。演劇は学問芸術の1つで、学問芸術によって良き習俗を作ることはできるのかという問題を論じ、習俗の理解においてパークとルソーの間に対立があったことを明らかにしている。まずルソーの俳優批判とそれに対するパークの反論を踏まえ、次にルソーの演劇批判とパークの演劇論および演劇擁護を論じている。文明社会論者のパークと、文明批判のルソーが、学問芸術による習俗の改善と文明化の可否について衝突していたことを明らかにした上で、そのことがルソーの徳論とパークの公共精神論の差異にも結びついてきたことを論じている。

第6章「習俗と名誉 パークはルソー『新エロイズ』をどう読んだか」では、パークがフランス革命に関する著作でルソーの『新エロイズ』の書名を挙げて批判している点を取り上げ、そこで『新エロイズ』のどこをパークが批判したかを論じている。まず、これまでのパーク解釈では、ルソー批判とフランス国民議会批判が混同されていたために、それをひとまず両者を分離し、かつ『新エロイズ』の名誉論に関わる部分を批判していたことを確認する。当時は私的利益の追求に終始する人間をいかにして公的利益の追求に誘導するかが問題となっていた。そこでモンテスキューは市民的な徳がなくとも、名誉という報酬のために公的利益を追求すればよしとする議論を展開したが、ルソーはそれに対して反論を提示した。その上で、モンテスキューに依拠するパークは国民議会についてどう批判したのか、そしてルソーの名誉と徳を結びつける論理に対して、パークは徳ではなく公共精神と名誉を結びつけて論ずることで対抗したことを明らかにしている。

第7章「公職・名誉・意見」では、「意見」概念を「公職」と「名誉」の概念との関連で扱っている。フランス革命期においては、貴族（制）批判と人民の参政権付与の論理がシェイエスによって展開され、『人権宣言』へと反映し、また革命を正当化した。イギリスにおいてもプライスがこれを賞賛することになる。そのような状況の中でパークは「人権」を批判したと言われている。ここでは権利論が表舞台に立っているが、権利を正当化する論理はむしろ権利論そのものではなく、名誉論や公職論であった。シェイエスもパークもそれをいかに論理化するかで対立したのである。本章では、この権利論の基礎となっている、名誉、公職概念をめぐる対立を分析している。まず「名誉」と「意見」は中世キリスト教政治哲学においても（否定的にはあるが）結びつけて論じられていた。その論理を前提として、そして前章でルソーの名誉と徳の論理を把握したのに対し、ここでは名誉と公論（オピニオン・ピュブリーク）を結びつける論理を踏まえた上で、パークが名誉と意見（オピニオン）をどのように関連させ、ルソーに反論しようとしたかを検証している。次いで

より直接的な論敵であったシェイエスの名誉と公職の論理を分析し、それに対してバークがこの2つの概念はいずれも意見概念と公共精神概念との関係で把握しており、その論理連関で対抗しようとしていたことを確認し、バークの主張する「人民の意見」に基づく、評価、判断による統治を破壊する論理として、シェイエス、プライスの論理を把握していたことを明らかにしている。

第8章「立法と意見」では、バークの立法の理論が検討されている。当時の政治的問題はしばしば立法の問題として捉えられてもいた。悪しき立法をいかに防ぐかが統治の理論にとっては重要な論点であったのである。当時の基本的認識では絶対君主の立法こそが悪しき立法の典型とされており、それを支えるホッブズの議論に代表されるような法命令説をバークは批判したことをまず踏まえ、そこでバークは法律家と比較して立法者がいかなる存在であり、いかなる原理に依拠すべきと考えていたかを論じていることを確認している。だが絶対君主の登場さえ阻めば悪しき立法がなくなる訳ではないことをバークはイギリスの現実において観察していた点に留意している。そのメカニズムをどうバークが分析したかを究明し、他方では、啓蒙主義者たちの立法理論にも問題点があるとバークは認識していた点を指摘している。バークはそれを理論理的な「推論」への依拠の問題として捉え、それに対し彼らに欠如しているのが「意見」への依拠であることと判断していたことを確認している。

第9章「専制」は、バークがどのようにモンテスキューの理論を発展させたのかを検討している。バークはモンテスキューの専制論に強い影響を受け、それを基礎に政治現象を捉えていたが、しかしバークはこの理論では捉えきれない現実に直面することになった。バークも当初は通常の専制君主による専制を論じていたものの、東インド会社によるインド抑圧問題に接した際、それが現代的に言えば主権独裁の様相を呈していたと分析し、インド総督側がモンテスキューの「東洋の専制」論を逆手にとって正当化したために、バークはモンテスキューの専制論から一步踏み出していくことになるとしている。また専制の主体は、君主ばかりでなく主権を獲得した議会も行いうることをバークは主張するが、フランス革命に至って主権者たる人民が専制の主体となったとバークが観察していることを明確にし、それがバークの政治思想の核心部にある「意見」との関係で把握されていることを明らかにしている。

最後の「補論 信託と権力」では、バークがインド問題を論ずる際に、権力の正統性と限界をトラスト（信託）概念によって説明している点を論じている。前章でインド問題を論ずる際に、論旨から外れるためにその議論は留保していたが、補論「信託と権力」においてそれを扱う。権力をトラスト（信託）概念で説明することはロックの議論を特徴づけるものと一般的に認識されており、そのためバークがロックの影響を受けているのか否かがこれまで論じられてきた。ここではまずバークがトラスト概念を使用して権力を論ずる時に、トラストの主体（信託者）が誰だと想定しているのかについてこれまでの研究では論争があったため、それを検討している。その上で、バークのこの議論がロックの影響下にあったとは言えないことを明らかにする。次いでバークのトラスト理論は最終的に一貫性を維持できなかったとする解釈が提示されているが、その解釈には難点があることについて検討している。

3 本学位請求論文の評価と結論

全体的にみると、本学位請求論文はこれまでの同氏のバーク研究の集大成であるといえる。これまでの日本におけるバーク研究としては、筆者が序文で示しているように、小松春雄『イギリス保守主義研究』、中野好之『評伝バーク』、岸本広司『バーク政治思想の形成』および『バーク政治思想の展開』などの先行研究があるが、筆者はこれらの先行研究を踏まえたうえで、さらにJ・G・A・ポーコックの論文「バークと古来の国制」や「バークのフランス革命分析の政治経済学」、C・B・マクファーソンの『バーク』、F・キャナバンの『エドモンド・バークの政治経済学』などの外国語文献、そして現在刊行中のクラレンドン出版のバーク全集を利用しながら、以下の独自の視点を提示している。

従来のバーク研究との関係でみると、筆者のバーク研究における特徴は、第1に、バークの政治思想を、ジョン・フォーテスキュー、エドワード・クック、マシュー・ヘイルに連なるコモン・ロー思想とそれに対するバイコンやホップズの打ち出した法命令説に基づく批判、コモン・ローとエクイティという文脈のなかで取り上げている点である。バークは、法の命令が一方的な効力を有しているのではなく、ヘイルに強く依拠して法が法であるためには被治者の同意が必要であるとする命題を受け継ぐ同意説の立場に立つとともに、コモン・ローに対してエクイティを発揮する国王大権の位置づけにも言及している。バークは国王大権が巨大な権力であってはならないとする一方で、国王大権を不要とするような議論も採用できないとしている。このようにバークの政治思想をイギリスの伝統的なコモン・ローをめぐる法思想史との関連で取り上げている点は大いに評価されてよいだろう。

第2の特徴は、これまでの研究ではペイン、プライス、バークの思想は個別に取り上げられることが多かったが、筆者は三者を総合的に扱い、アメリカ革命とフランス革命をめぐる三者の捉え方における論理と対立点を明確にしたことである。筆者は、アメリカ革命の捉え方において三者は共通しているものの、フランス革命については、ペイン、プライスが肯定的で、バークが否定的であるという背景をバークのコンスティテューション論を拠り所にしてシェイエスの憲法制定権力との関連で究明しており、この点も新しい視点であるといえる。

第3の特徴はバークの政治思想をコンスティテューションという制度的側面から考察することに加えて、「人民の意見」という非制度的側面から考察した点である。バークが生きていた時代において、政治的問題は制度的問題として把握される傾向にあり、制度つまりコンスティテューションの改革、変更によって解決しようと論ずるものが多かったが、筆者はバークがそれに留まらず非制度的次元に問題は及んでいると考えていたとして、「人民の意見」という観点からこのバークの非制度的な視点を位置づけている。これまでのバーク研究では、「人民の意見」をキーワードとする研究はほとんどなく、このような問題意識と視点は筆者のオリジナルなものといってよい。重要な点は、「人民の意見」という視点からバークの政治思想を捉えることができるのかどうかであるが、筆者は、バークが「人民の声」と「人民の意見」を区別し、後者を政治の基礎とすべきとしたこと

を明らかにした。バークにとって、「人民の声」は、古代ギリシア以来、人民の支配つまり民主主義にたいして批判される論点の1つとされた「人民の気紛れ」あるいは「人民の感情」を意味し、それに対して、「人民の意見」は歴史的に一貫して「自由」な「秩序」あるいはコンスティテューションを志向するものであり、政治が依拠すべきはこの「人民の意見」であるとバークが論じたことを明確にしている。バークは民主主義的な視点から「自由な国家」を志向していたわけではないとしても、これは今日みられるポピュリズムへの警鐘という視点につながるといえる。

最後に、これまでのバーク研究では、バークの政治思想をイギリスの文脈で検討するものが多かったが、筆者はシェイエスやルソーというフランスの思想家との関係から解明できる論理があることを示唆した。とりわけバークがシェイエスの著作を読んでいる点を論証したこと、そしてルソーとの対立に関して、これまではいささか抽象的かつ包括的な分析に終わっていたが、ルソーの『ダランベール氏への手紙』と『新エロイーズ』をバークがどのように読んだかについて具体的な点に踏み込んで論じたこと、これらの点は筆者のバーク研究の新しい視点といえることができる。

ただし、問題点として以下の2点が挙げられる。1つは補論の「信託と権力」の扱い方で、それは内容的にみて立法権と執行権が社会からの信託によるというロックの思想とバークの思想との関連において重要な概念となっているという点から、論文の章に組み入れた方がよいと思われる。また2点目として、筆者が本論文においてバークの政治思想の現代的な意義については積極的に触れていない点も多少物足りない感が否めない。しかし、筆者のバーク研究は、政治思想史という学問領域における研究において十分貢献しているといえる。また本学位請求論文で検討されたイギリスのコモン・ローと国王大権の問題は、今日においても考察対象としての意義を失っておらず、そして「人民の意見」と「人民の声」という視点は、今日グローバルに拡大している、「国民の感情」に直接的に訴えるというポピュリズムの問題を考える上で一定の示唆を与えているといえることができる。

このように本学位請求論文は、エドマンド・バークの政治思想を従来の研究成果を踏まえつつも、筆者のオリジナルな視点から究明したものであり、総合的にみて、問題意識と独自性、研究方法、論文の構成、専門用語の理解度や使用、そして注と参考文献の提示方法の点で適切で、博士学位論文としての学問的な意義を有している。したがって本論文は博士学位論文の水準を十分に満たしているといえることができ、政治学博士を授与するに十分値するものと判断することができる。